

古賀市人権施策基本指針

～ 市民が共に生き、共に支え合う
「いのち輝くまちづくり」を目指して ～

平成19年5月

古賀市

はじめに

21世紀は、「人権の世紀」と言われておりますが、真に「人権の世紀」とするためには、私たち一人ひとりが人権問題についての正しい認識と理解を深め、相互に人権を尊重していくことがその基本となっていきます。

本市では、第3次古賀市総合振興計画の期間を2001年(平成13年)から2010年(平成22年)までの10年間と設定し、「まちづくりの合い言葉」として『ひとが真ん中、古賀新時代』、『人を中心に据えた人権尊重都市』を目指します。」とし、すべての市民が共に生き、共に支え合う人権尊重都市を目指していくことを基本構想に掲げ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題の解決に向けてそれぞれの施策に取り組んできました。

しかしながら、今日にいたっても様々な解決すべき人権問題が多く残っており、市民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養に努めていかなければなりません。

地方自治法第10条第2項には「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められ、行政はその権利を市民に保障する義務が課せられております。

本市ではこれまで取り組んできた人権施策を踏まえ、「すべての市民の人権確立」を視점에据えて、総合行政としての人権施策の確立に向けた取組を展開していくため、市民と行政が一体となり、あらゆる人権問題の解決を目指した総合的な人権施策の展開を図る必要があることから人権行政の礎となる「古賀市人権施策基本指針」を策定しました。

この指針を策定するにあたり、古賀市人権施策審議会委員や人権問題に関係する団体の皆様から大変貴重なご提案をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

今後は、この指針を本市における人権施策を行う上で憲法的なものとして位置付け、すべての市民の人権を尊重し、市民が共に生き、共に支え合う「いのち輝くまちづくり」の実現に向け、人権施策を積極的に推進し、課題の解決に努めていく所存です。

平成19年5月

古賀市長 中村 隆象

古賀市人権施策基本指針

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 古賀市人権施策基本指針策定の趣旨 | |
| 1 策定の背景 | 2 |
| (1) 国内外の動向 | 2 |
| (2) これまでの本市の取組 | 3 |
| 2 人権施策基本指針策定の趣旨 | 4 |
| (1) 総合行政としての新たな人権施策の必要性 | 4 |
| (2) 指針の位置付け | 4 |
| 第2章 人権施策の基本理念 | |
| 人権施策の基本理念 | 5 |
| 第3章 個別の人権問題 | |
| 同和問題 | 7 |
| 女性の人権問題 | 8 |
| 子どもの人権問題 | 9 |
| 高齢者の人権問題 | 11 |
| 障害者の人権問題 | 12 |
| 外国人の人権問題 | 13 |
| H I V感染者などに関する人権問題 | 14 |
| 様々な人権問題 | 15 |
| 第4章 人権教育・啓発の推進 | |
| 1 人権教育・啓発の必要性と留意点 | 16 |
| 2 人権教育・啓発の基本的視点 | 16 |
| 3 人権教育・啓発の展開 | 16 |
| 第5章 人権施策の推進 | |
| 1 庁内推進体制の充実 | 19 |
| (1) 総合行政としての人権施策の推進 | 19 |
| (2) 人権教育・啓発等の拠点の整備 | 19 |
| 2 関係機関・団体とのネットワークの構築 | 20 |
| 第6章 「いのち輝くまちづくり」に向けて | |
| 「いのち輝くまちづくり」に向けて | 21 |
| 用語解説 | 22 |
| 資料 | |
| 世界人権宣言 | 24 |
| 日本国憲法(抄) | 29 |
| 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 34 |
| 「人権擁護古賀町」宣言に関する決議 | 36 |
| 古賀市人権施策審議会条例 | 37 |

第1章 古賀市人権施策基本指針策定の趣旨

1 策定の背景

(1) 国内外の動向

国際連合は、1948年(昭和23年)に「世界人権宣言」を採択しました。この第1条の中に「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定められています。この宣言は、二度にわたる世界大戦を体験し、人が人として幸せに生きていくごく当たり前の人権が根こそぎ奪い去られるという人間として最も愚かな行為の猛省の中から生まれてきたものです。その後、国際連合は、世界人権宣言の内容を具体化した「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」など多くの国際条約をつくり、日本も1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」、1994年(平成6年)に「児童の権利に関する条約」、1995年(平成7年)に「人種差別撤廃条約」など多数の条約を批准しました。さらに、1995年(平成7年)からの10年を「人権教育のための国連10年」と位置付け、すべての人々が人権を踏まえた行動をごく自然にできる社会、お互いの違いを認め合い共に生きることのできる社会の実現を求める取組を進めてきました。

わが国は、1947年(昭和22年)に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法を施行し、以後、1956年(昭和31年)には、国連加盟が承認され、国際社会の一員として「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」などを批准しました。さらに「国連婦人の10年国内行動計画」や「障害者対策に関する長期計画」などの計画を策定し、以降、国際及び国内の情勢に即してそれらの計画の見直しをはじめ、国際社会と協調しつつ、女性、子ども、高齢者等の人権にかかわる取組を推進しています。特にわが国の固有の人権問題である同和問題の解決のため、1965年(昭和40年)の同和对策審議会答申を受け、1969年(昭和44年)に「同和对策事業特別措置法」を施行し、以降数次にわたる法制定を経て特別対策を実施してきました。

このような国内外の人権にかかる潮流の中、1997年(平成9年)7月、日本における人権という普遍的文化を構築することを目的として「人権教育

のための国連10年」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図るための国内行動計画を策定しました。その後、2000年(平成12年)12月には、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行しました。

福岡県においても、1995年(平成7年)に「人権が尊重される社会を築く差別事象の根絶に関する決議」がされ、これを受けて翌年1月に「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」を施行し、同和地区関係者に対しての差別事象の発生防止のため、県、県民、事業者の責務を明確にしました。また、1998年(平成10年)には「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」、2003年(平成15年)には「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。

さらに、この基本指針に基づき、人権教育・啓発に関して全庁的な連携を図り、総合的・計画的に推進していくために年度ごとの「実施計画」を策定し、取組が進められています。

(2) これまでの本市の取組

本市における行政施策としての人権問題の取組は、1969年(昭和44年)に定められた「同和対策事業特別措置法」の制定により着実に根付いてきたと言えます。法の制定以降、「古賀町(市)同和対策審議会」を立ち上げ、同和問題の解決を中心に様々な施策を行っています。

以来、1975年(昭和50年)に『古賀町(市)「同和」保育基本方針^{*}』、1979年(昭和54年)には『古賀町(市)「同和」教育基本方針^{*}』を策定し、1995年(平成7年)3月には「人権が何よりも尊重される文化都市・福祉都市の構築が急務であることを認識し、すべての町民の人権が等しく保障されるために必要な教育・啓発等の活動の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、人権擁護古賀町とする(要旨)」とした『「人権擁護古賀町」宣言に関する決議』が議会において全会一致で議決されました。

また、第3次古賀市総合振興計画は、「まちづくりの合い言葉」として『ひとが真ん中、古賀新時代』『人を中心に据えた人権尊重都市』を目指し

ます。」とし、すべての市民が共に生き、共に支え合う人権尊重都市を目指していくことを基本構想に掲げ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題の解決に向けた施策に取り組んでいます。

また、2001年(平成13年)3月に「人権教育のための国連10年古賀市行動計画」を策定し、国連が定めるその最終年にあたる2004年(平成16年)には、この計画による施策の展開をさらに図っていく必要があったため、その期間を2007年(平成19年)3月まで延長し、計画に掲げた諸課題の解決に向けて教育・啓発活動の取組を進めてきました。

2 人権施策基本指針策定の趣旨

(1) 総合行政としての新たな人権施策の必要性

これまで本市においては、様々な人権課題の解決のため、人権施策を実施してきました。しかし、今日に至っても、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題など多くの課題が残されており、その解決が市民一人ひとりの課題として定着してこなかったと言わざるを得ません。その要因としては、従来の施策が偏った部署で個別課題対応型の事業を行ってきたこと、さらには、それが市民に対して一方通行的なものであったことなどが考えられます。

今後は、これまでの個々の取組の成果をあらゆる人権問題の解決に繋げていくことにより、市民が共に生き、共に支え合う「いのち輝くまちづくり」を目指し、新たな人権施策の構築に取り組むこととし、行政全部局の連携の下、人権施策の見直しをさらに図り、市民への説明責任を果たしながら市民と行政が一体となって施策を展開していく必要があります。

(2) 指針の位置付け

本指針は、日本国憲法や地方自治法に定められた基本的人権の尊重や住民の権利を確立させるため、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に定められた行政の責務に基づき策定するものです。

市民一人ひとりの人権が尊重される「いのち輝くまちづくり」を実現していくために、本指針を総合行政としての新たな人権施策を展開していく上で憲法的なものとし、より総合的かつ効果的な施策の推進を図っていきます。

第2章 人権施策の基本理念

人々は生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有しています。本市が目指す「いのち輝くまちづくり」は、市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに人間らしく暮らせる地域社会を実現することです。このことは、地方自治の根本的課題であり、人権の尊重こそがまちづくりの基礎であると考えます。

市民一人ひとりが、自らの人権のみならず、他者の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し人権を相互に尊重し、その共存を図っていくことが最も重要です。こうしたことを踏まえ、本市においては、行政のすべての領域に人権施策を根付かせていくこととします。

以上のことを踏まえ「いのち輝くまちづくり」を進めていくために次のことを基本理念とします。

「人間の尊厳」

市民一人ひとりがかげがえのない存在であると同時に、自らの存在に誇りを持つという「人間の尊厳」という価値観を基軸に据えた施策の展開を図ります。

「自立」

人権のまちづくりは、「自立」した市民の手で取り組まれ実現するものであり、こうした市民の取組については、行政の責務として支援します。

「自己実現」

人権は、人を差別してはいけないということは当然ですが、それ以前に自分自身が人間らしく心豊かに生きる「自己実現」の課題としてとらえることが大事であり、人権は他人事ではなく、自分自身の課題であるという認識が重要です。

「交流」

人権問題を正しく認識して解決するためには、市民の間で、様々な課題を持っている人々との「交流」が大切です。人と人とのふれ合いを通してお互いが支え合う関係づくりが重要であることから、様々な機会を通して市民や人権問題に関係する団体がそれぞれの取組を認め合い、支え合っていくことができるよう相互交流の支援に努めます。

「共生・共働^{*}」

市民相互が、個の違いを認め、思いやりを持ち、手を携えて共に生きていくことで、人権のまちづくりに取り組んでいくことが重要です。共働には、行政と市民との共働も含まれており、行政依存型からの脱皮という意識改革に取り組むことで、地方自治の主役はあくまでも市民であるという認識の下、行政と市民がお互いの責任と役割を明確に自覚し、役割を分担して手を携えていくという共働のあり方を求めます。

第3章 個別の人権問題

本市ではこれまでも、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の様々な人権問題の解決に向け、その問題が抱える固有の経過や現状を踏まえ、人権教育・啓発をはじめとする具体的な施策を学校教育・社会教育の場や日常の行政施策の中で、その課題の解決を図ってきましたが、前述したとおり、まだまだ多くの課題が山積しています。

人権問題を考えるときは、差別される側、する側の両方に視点を据えて、絶えず複眼の視点で考える必要があり、こうした課題の解決に向け、総合行政として各部署において策定した個別計画に基づき施策の推進を図ります。

個別計画

関係法令や第3次古賀市総合振興計画に基づき策定した個別の計画のこと。

同和問題

日本固有の人権問題である同和問題の解決に向けた本市における同和対策は、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以降、「古賀町(市)同和対策審議会」を立ち上げ、同和問題の解決に向け、その重要性、緊急性から施策の対象を同和地区または地区住民に限定し特別措置として2007年(平成19年)3月まで実施してきたところです。その結果、地域環境等のハード面については一定の成果があったと考えます。

反面、教育や啓発面においては、学校における生徒間による賤称語を用いた差別発言や、啓発用横断幕の切り裂き事件、差別落書き事件、インターネット掲示板への差別扇動の書き込みなどが発生しています。

また、2004年(平成16年)に実施した『古賀市「同和」地区生活実態調査』結果からもまだまだ多くの課題を残していることが明らかになっています。同和問題に対する偏見や差別意識は、まだ払拭された状況にあるとは言えず、同和問題の解決は行政の責務であるとの基本認識に立ち、早期解決に努めなければなりません。

「特別対策としての同和対策事業」を見直し「一般対策」へ移行するにあたっては、計画性を持って、これまでの成果が損なわれることのないよう施策の展開を図ります。

同和問題は決して孤立して存在するものではなく、人権教育・啓発の大きな柱として同和教育^{*}・啓発を位置付け取組を進めます。

すべての行政職員が同和問題の解決は行政の責務であることを再認識し、主体性を持って市民への説明責任を果たしながら施策を推進します。

「古賀町（市）同和教育基本方針」や「古賀町（市）同和保育基本方針」を定めて教育行政や保育行政に取り組んできましたが、これらの方針は同和対策に限らず、一般対策を行っていく上でも今日まで果たしてきた役割は非常に大きく、今後もその精神を本指針に踏襲し、基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発に取り組みます。

同和教育をあらゆる人権問題の解決につなげていく発展的、創造的な取組を推進します。

同和教育が抽象的な人権一般教育に終始することにならないように、同和問題や同和教育にかかわるすべての指導者は、その取組について点検・評価を行います。

人権一般教育

同和問題、女性の人権問題、障害者の人権問題などといった個別の問題には、それぞれに固有の課題や経緯があるにもかかわらず、その課題の本質に向き合うことなく、単に抽象的な「人権を尊重しましょう」や「差別をしてはいけません」といった一般論にすり替えてしまう教育のこと。

女性の人権問題

男女の役割を性別により固定化する考え方は依然として根強く、性別に起因する差別や偏見を助長し、そのため両性の自由な生き方が阻まれるなど、真の男女平等の達成には、なお一層の努力が必要です。近年、セクシャルハラスメント^{*}、配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス^{*}）やストーカー行為など女性に対する人権侵害が顕在化し社会問題となっています。また、就業の場などでの差別的処遇の問題も存在しています。男女の人権が等しく尊重

され女性も男性も自らの選択によってあらゆる場において活躍でき、また、お互いが生き方を楽しみ、支え合い、利益も責任も分かち合える男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、1996年(平成8年)に「古賀町女性問題懇話会準備会」を設立し、社会教育の観点から個々の女性団体の連合体としての組織化を進めてきました。その後、2001年(平成13年)、行政内部に「古賀市男女共同参画計画策定委員会」を設置し、翌2002年(平成14年)には「古賀市男女共同参画計画(基本計画と実施計画)」を策定しました。2003年(平成15年)には「古賀市男女共同参画条例制定審議会」を設置し、同審議会に条例制定に向けた諮問を行い、2005年(平成17年)4月に、「古賀市男女平等をめざす基本条例」を施行しました。

男女共同参画はまさしく男女それぞれの自己実現の課題であり、人権そのものの課題です。市民と行政が将来に向かって、男性と女性が対等なパートナーシップで真の男女平等を達成することにより、心豊かに暮らせるまちづくりを目指さなければなりません。

古賀市男女共同参画計画に沿った事業を推進します。

男女共同参画の取組を支援するため、必要な体制の整備に努めます。

女性の人権を踏みにじるセクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス(DV)、ストーカー行為等の防止のため、職場や地域における啓発の取組強化に努めます。

相談機能の充実を図り、被害者の保護に万全を期すため関係機関との連携を密にするよう努めます。

教育や就労の場において、男女共同参画の理念が根付くよう教育・啓発に努めます。

子どもの人権問題

いじめ、児童虐待、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く状況は、激変する社会情勢の中において非常に厳しく、中には悲惨であると言っても過言ではない子ども社会が存在しています。その悲惨な状況の一つとして、いじめの

問題があります。いじめにより子どもが自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは極めて遺憾です。子どもが自らの命を絶つということは、理由の如何を問わず決してあってはならず、社会全体として深刻に受け止めなければならない極めて重大な人権侵害の問題です。

また、子どもへの虐待の問題が顕著になっていますが、子どもへの虐待の背景には、育児や家事、人間関係など様々な要因が存在すると考えられます。

これまで本市では、学校教育はもとより、子ども会活動の育成、青少年の非行防止のための施策、保育所・学童保育所・児童館の整備など子どもの健全育成と子育て支援、保護者の就労支援等の諸事業を進めてきました。

さらに、2001年(平成13年)に「古賀市児童育成計画」を策定し、子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てできるまちを目指して子育て支援の拠点づくりや地域社会での生活環境整備を進めてきましたが、まだ多くの課題が残されており、今後もこうした施策を継続して積極的に展開していく必要があります。

「古賀市児童育成計画」に基づき、子育て支援の拠点づくり、安心して生み育てることのできる母子保健福祉・医療体制の充実、子育て家庭への支援、健全育成に向けた教育の充実、就労と子育て両立支援、地域社会での生活環境整備の基本目標の実現を目指します。

行政と民生委員・児童委員などのかかわりを密にし、「古賀市児童虐待防止連絡協議会」との連携を図ります。

民生委員・児童委員などとの意見交換や行政主催による研修会などの機会を積極的に設けます。

青少年の健全育成を推進するための、基本構想及び具体的な事業計画として、2006年度(平成18年度)に策定した「古賀市青少年プラン」を全庁的な連携の下に推進します。

乳幼児期は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期にあり、この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって極めて重要であることをかんがみ、『古賀町(市)「同和」保育基本方針』の精神を踏襲し、「人権を大切に育てる心」を育てる」保育をさらに推進します。

いじめは、それを見ようとする心がなければ決して見えてこないという基本認識を市内の各学校や家庭・地域に定着させ、人権教育の中で日常化させる

など、いじめの撲滅に向けた諸施策の展開を図ります。

子どもへの虐待に歯止めをかけることを目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」の意義を人権教育・啓発の場などを通して広めます。

高齢者の人権問題

団塊の世代が、高齢期に到達する2015年（平成27年）を目前に控え、本市においても、高齢化率は上昇し、2014年度（平成26年度）には21%程度に達すると見込まれ、それに伴い、認知症や一人暮らしの高齢者が増加すると予想されます。

高齢者人口が確実に増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生涯を送るためには、高齢者の権利擁護の理念を踏まえた地域社会の構築と、介護予防を含めた介護サービス体制の確立が不可欠です。

とりわけ、高齢者の権利擁護については、医療・介護・福祉の専門家が連携し、継続的に支援していくことが極めて重要となります。こうした状況を踏まえ、本市では、2006年度（平成18年度）に設置した「古賀市地域包括支援センター」において介護予防マネジメント^{*}や総合相談・支援等の具体的な取組を実施しています。

しかしながら、全国的には、認知症や介護を必要とする高齢者に対する誤った認識から、家族などによる身体的、心理的、性的、経済的虐待及び介護等の放棄（ネグレクト）が生じています。さらには、高齢者福祉施設内における虐待などの人権侵害が社会問題化しており、高齢者を取り巻くこれらの課題解決のため、実効ある取組を展開していかなければなりません。

高齢者が「いつも健康、いつでも安心、だれもがいきいき」とした生活を送ることができる社会を構築するために、「自立」、「参加」、「ケアシステム^{*}」、「自己実現」そして「尊厳」を基調とする「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき施策の推進を図ります。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の責務等を踏まえ、虐待の早期発見と防止を趣旨とする啓発の取組を推進します。高齢者の人権侵害の問題を解決するため、社会全体で支援していくシステム

の構築を図ります。

民生委員、福祉委員などとの連携を強化し、高齢者の状況把握に努めます。

障害者の人権問題

「障害者基本法」は、「国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。」と定めています。

また、2006年（平成18年）4月には、障害者がそれぞれ持っている能力や適正に応じて自立した日常生活等を営むことができるよう支援を行うことで障害者の福祉の増進を図ること等を目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。

本市においては、2005年（平成17年）3月に策定した「古賀市障害者基本計画（障害者福祉プラン・こが）」を基本とし、具体的な実施計画として2006年（平成18年）から2008年（平成20年）までの「古賀市障害福祉計画」に沿って、障害者が抱える様々な課題やニーズに応じた自立支援を図っていくこととしています。

さらに、障害者生活支援センター事業を2005年（平成17年）8月に開始し、障害者やその家族からの相談に応じた助言や、情報提供・研修会を行うなど、障害者が地域生活や社会参加に向けた自立ができるように支援を行っています。

しかし、点字ブロック上への自転車の駐車などのように、バリアフリー*化された施設の機能を阻害する障害者の人権を軽んじた行為が行われている実態があり、これらの課題解決のため、すべての人に優しいまちづくりを展開していかなければなりません。

障害者とともに暮らせるまちを実現するため「古賀市障害者基本計画」に基づき施策の推進を図ります。

障害者への差別や偏見の解消に向けて、より実効性のある教育・啓発に努めます。

すべての人々にとってやさしく、住みやすい街を実現していくため「古賀市

交通バリアフリー基本構想」を踏まえ、移動環境の整備に努めます。
公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー化を促進するなどユニバーサルデザイン^{*}の考え方を積極的に導入します。

外国人の人権問題

本市における外国人登録者数は、2007年（平成19年）3月31日現在368人、うち、最も多いのが中国籍164人、韓国籍・朝鮮籍132人、ペルー国籍20人などとなっており、東アジア地域の人がその大半を占めています。

今後も国際化が進む中で、本市に在住する外国人は確実に増加することが予想されますが、言語、宗教、習慣等の違いによる人権侵害が引き起こされています。これには、特に朝鮮半島を植民地としたことにより、その後の様々な歴史的経過において、日本での居住を余儀なくされた人やその子孫である在日コリアン（在日韓国・朝鮮人で韓国籍、朝鮮籍、日本籍等の人）などに対するものと、最近の国際化の影響から労働や結婚などの理由により日本国内で生活することとなった人などに対するものがあり、それぞれ実態も課題も異なります。

在日外国人の人権問題は、多数者である日本人側の問題であり、その日本人が意識して少数者（マイノリティ）のことを考えるという視点が重要です。在日外国人の人権問題は、取りも直さず日本人自身の有り様が問われる問題であり、どのように共生社会を築いていくかということが重要となります。

厳しい差別の実態を踏まえ、外国人の人権問題に関する相談機能や人権侵害救済について他の自治体や関係機関と連携を図り調査・研究します。

相互の理解を深め、認め合っていくための手段として、市民相互の交流の場を設けるなど、多様な文化を尊重し共生の心を醸成する教育の推進など諸施策の展開を進めます。

すべての市民の生命・身体・財産を守るため、外国人にもわかりやすく公共施設等への誘導ができるよう表示等のあり方について研究します。

在日外国人の日常生活における制度上の様々な課題を解決するため調査・研究に努めます。

学校教育においては、1998年（平成10年）に福岡県が策定した『学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針*』に基づく教育活動に努めます。

在日コリアンなどに対する差別の現状を踏まえ、より一層の人権教育・啓発に取り組みます。

H I V感染者などに関する人権問題

H I V感染者は、年々増加傾向にあり、中でも若年者の感染者が増えています。国においては1999年（平成11年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、感染者等の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されています。

これまでの教育・啓発により正しい知識が普及し、H I Vに対する誤った認識はだんだんと薄れてきつつありますが、依然として偏見も存在しており、感染者であることが明らかになると、家庭の崩壊や、企業内での差別が引き起こされています。

また、ハンセン病については、適切な治療により完治する病気であるにもかかわらず、国の政策の中で故郷や家族などとの関係を絶たれ、法律により自らの意思によらない中絶や社会からの隔離を強制されてきた経緯があります。さらに、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する誤った認識によって社会参画が阻まれるなどの課題が残されています。

偏見や差別の解消は行政の責務であるとの認識の下、啓発や広報活動に取り組みます。

H I V等に関する正しい知識の普及を図るとともに、学校においては子どもの発達段階に応じた人権教育に取り組みます。

H I V等について、検査・相談体制をさらに拡充するよう、関係機関に働きかけます。

様々な人権問題

犯罪の被害者やその家族は、直接的被害の他に、いわれのない噂や中傷により傷つけられたり、プライバシーが脅かされたりするなどの人権侵害を受けることがあります。

また、罪を犯したことによる刑期を終え社会復帰しようとしている人、性的マイノリティ^{*}やホームレス等への人権侵害など早急に解決しなければならない様々な人権問題が残されています。

人権問題はこれまで述べてきた個別の問題だけではなく、また、個々の問題が複合して存在しており、解決すべき課題が山積している中、それぞれの人権問題固有の課題をしっかりと踏まえた上で、その根底にある構造を見極め課題解決に向けた施策の推進に努めます。

第4章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発の必要性と留意点

人権問題は、国民的課題であると言われながら、行政として市民の間にその認識を十分に浸透させることができなかった面もあり、今後も人権教育・啓発活動を強め、人権侵害や差別意識を解消する取組を推し進めていくことが大切です。「いのち輝くまちづくり」を目指していくため、人権教育・啓発活動を創出します。

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが自らの人権のみならず、他者の人権についても正しく理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し人権を相互に尊重することが大切です。また、これまでの人権教育・啓発の手法を見直すとともに、漠然と取り組むのではなく、市民の意識や社会情勢等に留意し取り組む必要があります。

2 人権教育・啓発の基本的視点

市民一人ひとりが自分自身の課題としてとらえることができる人権教育・啓発の推進（市民による人権教育・啓発の推進）

様々な人権課題の共通の構造を見据えた人権教育・啓発の推進（個々の人権課題をしっかりと見据えた上で、様々な人権課題の根底にある共通の構造を見極めて、総合的な人権教育・啓発のあり方を創造する取組）

発達段階に応じた生涯にわたる多様な人権教育・啓発の推進

市民の理解と共感を得る人権教育・啓発の推進

3 人権教育・啓発の展開

（1）市民との共働の推進

市民が研修の講師や地域のリーダーとして活躍できるような環境の整備を行い、市民の参画をなお一層進めます。

特に、人権とかかわりの深い公務員、教職員、保健や福祉、医療関係者等への教育はもとより、企業や民間団体も含め様々な学習・研修の場に、人権尊重の視点を根付かせるとともに、これまで取り組んできたように人権教育・啓発を一方通行で行うのではなく、市民との共働で推進します。

(2) 発達段階に応じた人権教育・啓発の推進

「いのち輝くまちづくり」を実現していくためには、市民一人ひとりが人権問題を自らのこととしてとらえ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し、日常生活のあらゆる場面において、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を育成していく必要があります。そのため、学校教育や社会教育等を通じ、それぞれの発達段階に応じた多様な機会の提供や効果的な手法を用いた人権教育・啓発を進めます。

(3) 指導者の育成

市民一人ひとりに人権を根付かせていくために、これまでのような行政主導型の取組から、主役はあくまでも市民であるという認識に立ち、市民の指導者の育成と併せ、人権教育・啓発活動に取り組む団体の支援に努めます。

(4) 学校における人権教育・啓発の取組

児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じて、学校教育活動全体を通して、学校長を中心に教職員が一体となって組織的・計画的に進めていきます。

また、教職員が人権の理念に対する認識と人権感覚を高め、児童生徒が自らの存在の大切さを認められていることが実感できるような環境づくりと併せ、地域や保護者に対して人権教育・啓発活動に取り組みます。

(5) 社会教育（生涯学習）における人権教育・啓発の取組

1992年（平成4年）に出された国の「生涯学習審議会」の答申では、当面、重点を置いて取り組むべき課題の一つとして、現代的課題に関する学習機会の充実が挙げられ、その一例として「人権」が挙げられています。

市民一人ひとりが人権意識を高めていくために、生涯学習は人権学習そのものであるとの認識に立ち、市民が主体的に行う人権教育・啓発の取組に対し積極的に支援を行います。

(6) 企業・事業者における人権教育・啓発の取組

企業がその果たすべき社会的責任と役割を自覚し、経営者と従業員の人権意識の高揚を図っていくための継続的・計画的な研修が行えるよう、「古賀市企業内「同和」問題研修推進員会議」と連携し、企業内人権啓発推進者の育成、研修時における講師の派遣、情報、教材の提供など企業等と行政が一

体となった取組を進めます。

(7) 地域社会における人権教育・啓発の取組

地域コミュニティは、行政等が行う人権教育・啓発活動に市民が積極的に参画するように促すとともに、地域の実情に即した多様な学習の機会や市民相互の交流の場などを充実させていく必要があることから、行政としてこうした取組を支援します。

(8) 市民との共働による人権教育・啓発の取組

「いのち輝くまちづくり」の実現のためには、行政と市民が一体となって取り組む必要があります。そのために市民は、一人ひとりが個々の人権を尊重し合い、手をつなぎ、自らも「いのち輝くまちづくり」に参画するという自覚を持ち、さらに自己の生活のあらゆる場面で人権尊重の精神の涵養に努めなければなりません。そのためのさらなる人権教育・啓発を推進します。

第5章 人権施策の推進

1 庁内推進体制の充実

(1) 総合行政としての人権施策の推進

庁内推進体制

本市では、全庁的に人権施策を推進していくため、課長職以上の職員等で組織する「人権施策企画調整会議」と「人権施策推進会議」を設置し取組を進めています。

今後は、この組織が担う役割を明確にし、すべての部署においてさらなる相互の連携を図り、各部署が実施する事業に係る人権課題を共有することで、あらゆる人権課題の解決に向けた取組を横断的、積極的、計画的に推進することに努めます。

職員の意識変革

職員は十分な人権感覚を養い、すべての施策において企画の段階から実施にいたるまで人権尊重の視点に立ち、自ら「いのち輝くまちづくり」に参画していくという自覚と使命感を持つことが不可欠です。

そのための研修を実施する際には、体系的な研修に加え、それぞれの部署での業務に即した研修を工夫して実施するなど、手法を含め企画段階から再点検を行い、より実効性のあるものとします。

個別計画の見直し

現在、策定しているすべての個別計画について、その見直しを行う際には、本指針の理念や総合行政としての人権施策の重要性を踏まえて企画・調整・点検を行います。

また、新たに個別計画を策定するときも、すべての施策が人権にかかわるということを認識し取組を進めます。

(2) 人権教育・啓発等の拠点の整備

総合的な人権施策を推進していくためには、施策の企画調整、人権教育・啓発活動、相談業務などを行政が積極的に行うだけでなく、行政と市民が共働して人権教育・啓発の取組を進めていくことが重要です。様々な人権活動に取り組む市民が情報発信や相互の交流を行っていくための機能を併せ

持つ「人権センター」を拠点として、市民と行政が一体となって人権教育・啓発に取り組みます。

2 関係機関・団体とのネットワークの構築

人権センターでは、効果的な人権教育・啓発を行っていくため、他の自治体や法務局等関係行政機関との連携を積極的に図ります。

さらに、人権が尊重される「いのち輝くまちづくり」の担い手は市民であるとの認識の下に、市民、企業・事業者、学校など人権活動に取り組む関係諸団体との連携を図り、それぞれが担う役割を明確にし、共働して実効ある人権教育・啓発の積極的な取組を進めます。

第6章 「いのち輝くまちづくり」に向けて

本指針は、古賀市人権施策審議会答申を踏まえ、様々な人権問題の現状や課題を整理し、本市が取り組むべき新たな人権施策の方向性を明らかにしたものです。

今後は、この指針を踏まえ、市民、企業・事業者、学校など各関係機関と共働して、総合行政としての人権施策の推進に積極的に取り組み、「いのち輝くまちづくり」を実現していくため、指針に基づく実施計画を策定し施策を進めます。

また、人権の問題は優れて社会性の要素が強いため、固定観念にとらわれることなく、常にその時の社会事象を踏まえながら、見直しも含めた進行管理を行います。

なお、策定した計画の実施状況については、年度ごとに総括を行い古賀市人権施策審議会に対し報告します。

用語解説

古賀町（市）「同和」保育基本方針（P 3、P 8、P 10）

1975年（昭和50年）に、国の同和対策審議会の答申及び同和対策特別措置法の趣旨にのっとり、古賀市（町）における同和保育行政の基本的な方針を示したものです。

古賀町（市）「同和」教育基本方針（P 3、P 8）

1979年（昭和54年）に、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、国の同和対策審議会の答申の趣旨に基づき、古賀市（町）における同和教育の基本的な方針を示したものです。

共働（P 6、P 16、P 18、P 19、P 20、P 21）

市民と行政が、また市民がお互いに、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざした自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることを指します。

同和教育（P 8）

「法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫く」（「国の同和対策審議会答申より抜粋」）ことを中心的課題として行われる教育のことです。

セクシャルハラスメント（P 8、P 9）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものを指します。特に雇用の場では、職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されることを指します。

ドメスティックバイオレンス（DV）（P 8、P 9）

家庭内暴力の中でも特に、夫、恋人、婚約者、離婚した夫、別れた恋人、同棲相手などが、身体的、心理的、経済的、性的なあらゆる暴力を複合的に継続して振るい、女性の心身を支配し恐怖を抱かせる行為を指します。

介護予防マネジメント (P11)

介護が必要となるおそれが高い人に対して、身体的、精神的、社会的な機能の維持向上を図ることができるように計画し支援することを指します。

ケアシステム (P11)

保健、医療、福祉にわたる多様な介護サービスを提供する体制を指します。

バリアフリー (P12、P13)

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で使用され、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多い用語ですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ユニバーサルデザイン (P13)

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」といった、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念のことです。

学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針 (P14)

各学校における在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の人権に関する教育指導において、学校や地域の実情を踏まえながら「基本的人権の尊重に徹した教育の推進」、「多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進」、「教職員研修の充実と全教育活動を通じた指導の推進」に留意しつつ、児童生徒の発達段階に応じた取組を行うこととした指針を指します。

性的マイノリティ (P15)

からだの性とこころの性との食い違う性同一性障害者や、同性愛者・両性愛者といった性的指向が少数派である人を指します。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、

国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社

会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せ

られない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわ

りなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日交付

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 2 1 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 2 2 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 2 3 条 学問の自由は、これを保障する。

第 2 4 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 2 5 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 2 6 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 2 7 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 2 8 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 2 9 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 3 0 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 3 1 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての

報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「人権擁護古賀町」宣言に関する決議

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や国内外において強い社会的要請にまで高まっている。

然るに、わが国においては、部落差別やいじめをはじめとする様々な人権侵害の事象は容易に跡を絶つことがなく、平和で明るい地域社会の存立を脅かしている。

よって、本町議会は、人権が何よりも尊重される文化都市・福祉都市の構築が急務であることを認識し、すべての町民の人権が等しく保障されるために必要な教育・啓発等の活動の充実強化に一層の努力を行なうことを確認し、ここに本町を「人権擁護古賀町」とすることを宣言する。

以上、決議する。

平成7年3月23日

古賀町議会

古賀市人権施策審議会条例

平成18年3月31日制定

(設置)

第1条 人権の尊重に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権擁護に関する社会情勢にかんがみ、市の人権施策を円滑に推進するため、古賀市人権施策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の人権施策の推進にかかる事項を調査審議し、答申する。

2 審議会は、市の人権施策の進ちょく状況について市長に報告を求め、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、人権施策に関し識見を有する者及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、市民部人権センターにおいて処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(古賀市同和対策審議会条例の廃止)

2 古賀市同和対策審議会条例 (昭和 45 年条例第 7 号) は、廃止する。

(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

3 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例 (昭和 37 年条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

[省略]